（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五　［略］

［2　略］

3　前項の請求書には当該支払つた食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。

（月間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一・二　略］

［3　略］

（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）

第百十条の四の二　［略］

2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。

［3～7　略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［略］

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

［3～7　略］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七　［略］

2　前項の申請書には、令第二十三条の三の六第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五　［同上］

［2　同上］

3　前項の請求書には当該支払つた食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（月間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四　［同上］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

［一・二　同上］

［3　同上］

（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）

第百十条の四の二　［同上］

2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［3～7　同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［同上］

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［3～7　同上］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七　［同上］

2　前項の申請書には、令第二十三条の三の六第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるとき及び記載すべき額が零である証明書について、前項の申請書にその旨を記載したときは、当該証明書の添付を省略することができる。